

愛媛県福祉サービス第三者評価結果公表要領

(目的)

第1条 この要領は、愛媛県福祉サービス第三者評価事業実施要綱第7条の規定に基づき、第三者評価結果の公表について必要な事項を定めることにより、事業者の福祉サービスの質の向上及び利用者等の福祉サービスの選択に資することを目的とする。

(公表)

第2条 第三者評価結果の公表は、評価機関又は県が行うものとし、公表項目は、別記の「福祉サービス第三者評価結果公表事項」(以下「公表事項」という。)のとおりとする。

2 評価機関は、公表事項の内容を満たした上で、独自の評価結果等を加えて公表することができる。

(評価結果の公表への同意)

第3条 評価機関は、取りまとめた評価結果について事業者に報告するとともに、評価結果の公表について、「評価結果の公表に関する同意書」(別紙様式)により事業者の同意を得るものとする。

2 評価結果を公表することについて、事業者から同意が得られなかった場合は、公表しないものとする。

(県への報告)

第4条 評価機関は、取りまとめた評価結果を事業者に報告した日から起算して30日以内に、公表事項に事業者の同意書を添付して、県に報告するものとする。

2 評価機関は、事業者から公表事項「⑤第三者評価結果に対する事業者のコメント」の追加提出があった場合は、速やかに県に報告する。

3 事業者は、前項の追加提出に当たっては、改善状況を確認できる資料を評価機関に提出しなければならない。

(評価機関における公表)

第5条 評価機関は、県への報告の後、公表内容を当該評価機関のホームページ等により公開するとともに、事務所に公表書類を備えて閲覧可能な状態にしておくものとする。

2 評価機関は、県に対して評価結果及び公表の同意の有無を報告することにより、前項の公表に替えることができる。

(県における公表)

第6条 県は、評価機関から第4条に係る報告を受けたときは、速やかに県ホームページ等で公表する。

(公表期間)

第7条 評価機関及び県における評価結果の公表期間は、評価結果を事業者が受理した日の翌年度から3年間とする。

(その他)

第8条 この要領の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成19年3月26日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年9月9日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年10月23日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年3月16日から施行する。

(別紙様式)

評価結果の公表に関する同意書

評価機関から、「福祉サービス第三者評価結果公表事項」を受領しました。
福祉サービス第三者評価公表事項については、

- 評価を受けた事実及び評価結果の公表に同意します。
- 評価を受けた事実のみ公表に同意します。
- 評価を受けた事実及び評価結果の公表に同意しません。

【公表を希望しない理由】 ※公表に同意する場合は記載不要。

年 月 日

事業者名
代表者氏名